

○唐津市青少年体験活動推進事業補助金交付要綱

平成17年4月1日

教育委員会告示第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、次代を担う青少年が体験活動や団体生活等を通じて、たくましく心豊かな人格を形成するなど、青少年の健全な育成の一層の推進を図るため、青少年の宿泊体験事業を実施する民間の団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象事業者」という。）は、前条の趣旨に基づき補助対象事業を自らが企画し、及び主催するもののうち、市内に存する次に掲げる団体とする。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定により認定された団体
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により設立された法人
- (3) 前2号以外の民間団体（法人格を有するものに限る。）
- (4) 前3号の規定に掲げるもののほか、補助対象事業を実施するために必要な体制を有すると教育委員会が特に認める団体

（平23教委告示9・全改、令4教委告示5・一部改正）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に住所を有する青少年及びそれらの指導者が合計で10人以上参加する1泊2日以上宿泊を伴う国内での体験型の活動事業又は市内に住所を有する青少年及び指導者が合計で5人以上参加する2泊3日以上宿泊を伴う国外での体験型の活動事業とし、次に掲げる事業をいう。

- (1) 自然を体感する体験活動又は野外活動事業
- (2) 子どもが主体的に環境美化、地域福祉等に参加する活動を行う事業

- (3) 国際交流又は国際理解の伸張を図るために行う海外研修又はホームステイ事業
- (4) 農林水産業又は商工業等の職場・職業体験に関する事業
- (5) 地域行事等への企画活動又は地域の課題に関する取組等を行う社会参画・地域活動に対する事業
- (6) 共同生活を行いながら通学する通学合宿事業
- (7) 前各号に関するもののほか、教育委員会が特に必要と認める事業

2 前項の補助対象事業については、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 実施時点で6歳以上18歳以下の参加者が参加者の総数の3分の2を超えていること。ただし、通学合宿については、この限りでない。
- (2) 参加者が異年齢又は複数の学校で構成されること。
- (3) 参加者が応分の費用を負担すること。
- (4) 営利を目的とする活動又は宗教的若しくは政治的な宣伝を意図する活動でないこと。
- (5) 下部組織への財政支援を目的とする活動又は類似団体への助成を目的とする活動でないこと。

(平23教委告示9・全改、平24教委告示12・平28教委告示6・平30教委告示3・令4教委告示5・一部改正)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要と教育委員会が認める経費で、次に掲げるものをいう。

- (1) 報償費（講師謝礼）
- (2) 交通費及び宿泊費（ただし、宿泊に伴い生ずる食糧費については、1日当たり1人2,000円を限度とする。）
- (3) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び保険料）
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 委託料

(6) 役務費（手数料及び通信運搬費）

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

（平 2 3 教委告示 9 ・全改、令 4 教委告示 5 ・一部改正）

（補助金の額等）

第 5 条 補助対象事業に対する補助金の額及びその限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、1 補助対象事業者につき、同一年度において 1 回限りとする。

（平 2 3 教委告示 9 ・全改、平 2 4 教委告示 1 2 ・一部改正）

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 4 条の補助金交付申請書は、第 1 号様式によるものとし、原則として事業開始日の 3 0 日前までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第 7 条 規則第 6 条第 3 項の規定により、補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助対象事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 前項第 2 号の規定により補助対象事業の変更の承認を受けようとするときは、規則第 9 条の規定に基づき計画変更の申請書を市長に対し、提出しなければならない。ただし、補助金額に変更がない場合については、計画変更申請書の提出を要しない。

（平 2 3 教委告示 9 ・平 2 9 教委告示 4 ・令元教委告示 6 ・一部改正）

（実績報告）

第 8 条 規則第 9 条の実績報告書は、第 2 号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了後 3 0 日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日とする。

（関係書類の整備及び保管）

第9条 補助対象事業者は、補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(平23教委告示9・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、青少年体験活動推進事業補助金交付要綱(平成16年)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(青少年体験活動推進事業補助金交付要綱の廃止)

3 青少年体験活動推進事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則 (平成18年教委告示第7号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年教委告示第4号)

この要綱は、告示の日より施行し、平成19年4月1日以降に行われる補助対象事業から適用する。

附 則 (平成20年教委告示第10号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年教委告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の唐津市青少年体験活動推進事業補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日以後に行う補助対象事業から適用する。

附 則 (平成24年教委告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度に行う補助対象事業から適用する。

附 則 (平成28年教委告示第6号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度に行う補助対象事業から適用する。

附 則（平成 29 年教委告示第 4 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 29 年度に行う補助対象事業から適用する。

附 則（平成 30 年教委告示第 3 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 30 年度に行う補助対象事業から適用する。

附 則（令和元年教委告示第 6 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 3 年教委告示第 12 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 4 年教委告示第 5 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年教委告示第 5 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

（令 7 教委告示 5 ・全改）

補助対象事業	補助対象事業		補助対象事業	補助対象事業
自然体験・野外活動 ボランティア・奉仕活動 国際交流・国際理解 職業体験・職場体験 社会参画・地域活動 その他教育委員会が特に認めるもの	国内	1 泊 2 日	補助対象経費の総額から寄附金その他の収入（参加者負担金を除く）を控除した額に 2 分の 1 を乗じた額（千円未満切捨て）	参加人数に 7,000 円を乗じた額（35 万円を限度とする）
		2 泊 3 日		参加人数に 12,000 円を乗じた額（60 万円を限度とする）
		3 泊 4 日以上		参加人数に 20,000 円を乗じた額（100 万円を限度とする）
	国外	2 泊 3 日		参加人数に 30,000 円

		日以上	を乗じた額（９０万円を限度とする）
通学合宿	国内	１泊２日以上	３０，０００円

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

唐 津 市 長 様

申請者 住 所

名 称

代表者

印

唐津市青少年体験活動推進事業補助金交付申請書

年度唐津市青少年体験活動推進事業補助金の交付を受けたいので、唐津市青少年体験活動推進事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助対象事業の名称

2 補助対象事業の目的及び内容

3 補助対象事業費

4 交付を受けようとする補助金の額とその算出基礎

5 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(別紙2)
- (3) 団体調書 (別紙3 通学合宿事業は除く)
- (4) その他の資料

※ この申請書の提出をもって、申請者又は唐津市補助金等交付規則(平成17年規則第42号)第4条に定める役員名簿に記載したものについて、同規則第3条の2に規定する排除対象者に該当するか否かに関し、市長が必要と認めるときは佐賀県唐津警察署に照会することを承諾します。

別紙 1

事業計画書

団体名()

1 事業の名称		
2 活動の分野 (主なものに 一つ〇を付 ける。)	①自然体験・野外活動 ③国際交流・国際理解 ⑤社会参画・地域活動 ⑦その他()	②ボランティア・奉仕活動 ④職業体験・職場体験 ⑥通学合宿
3 活動の場所	国内・国外(主な活動場所:)	
4 事業実施予定期間	年 月 日()から 年 月 日()まで	
5 事業概要	(1) 目的 (2) 青少年活動の募集内容(対象・人数・地域範囲・方法等) (3) 活動場所の内容 (4) 活動プログラム (5) 指導者等(所属、人数、謝金等の有無及び単価)	
6 期待される成果		
7 共催・後援等		
8 連絡担当者	氏 名 電 話	所 属 F A X

(注) 当該事業に係る参加者募集案内等の事業に関する資料を添付してください。

別紙 2

収 支 予 算 書

団体名()

1 収入の部

項 目	金 額(円)	積 算 内 訳
市補助金 (A) (下記注の算出方法による)		
参加費収入 (参加者から徴収する経費)		
団体負担金 (団体の予算から支出する経費)		
寄附金その他の収入 (B) (当該事業に対する寄附金等)		
計		

2 支出の部

項 目	金 額(円)	積 算 内 訳
補助 対象 経 費	謝金	
	交通費及び宿泊費	
	需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)	
	役務費(通信運搬費、手数料、保険料)	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
	小計 (C)	
対象外経費		
計 (D)		

(注) 補助金(A)の算出方法

補助金の額は、補助対象経費(C)から寄附金その他の収入(B)を控除した額に2分の1を乗じて得た額とし、限度額は別表のとおりとする。算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別紙3

団 体 調 書

団体名()

ふ り が な 団 体 名			
ふ り が な 代 表 者 職 ・ 氏 名			
団 体 所 在 地			
連 絡 先	電話 e-mail	FAX	
ホ ー ム ペ ー ジ (U R L)			
団 体 の 種 別 (○ を 付 け る 。)	①公益社団法人 ④法人格あり	②公益財団法人 ⑤法人格なし	③特定非営利活動法人 ⑥その他()
団 体 設 立 年 月	年 月 日		
沿 革 ・ 概 要			
組 織 の 構 成			
過 去 3 年 間 の 事 業 実 績 (青少年の体験活動)			

注1 団体の概要や活動内容が分かる資料を添付してください。

2 法人格を有しない団体は、団体規約又は構成員名簿を添付してください。

第2号様式(第8条関係)

年 月 日

唐 津 市 長 様

住 所

名 称

代表者

印

唐津市青少年体験活動推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け唐 第 号により補助金交付決定通知があった

年度唐津市青少年体験活動推進事業補助金について、次のとおり実施したので唐津市
青少年体験活動推進事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

1 補助対象事業の名称

2 補助対象事業の目的及び内容

3 補助対象事業費

4 提出書類

- (1) 事業実施報告書(別紙1)
- (2) 収支決算書 (別紙2)
- (3) その他の資料

別紙 1

事業実施報告書

団体名()

1 事業の名称	
2 活動の分野 (主なものに 一つ〇を付 ける。)	①自然体験・野外活動 ②ボランティア・奉仕活動 ③国際交流・国際理解 ④職業体験・職場体験 ⑤社会参画・地域活動 ⑥通学合宿 ⑦その他()
3 活動の場所	国内・国外(主な活動場所:)
4 事業実施期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
5 事業実績	(1) 参加者の状況(参加人数など) (2) 実施場所 (3) 活動記録 (4) 指導者の状況(所属、人数、謝金等の有無及び単価)
6 成果等	

(注) 活動写真や参加者アンケート等の活動記録となる資料を添付してください。

別紙 2

収 支 決 算 書

団体名()

1 収入の部

項 目	金 額(円)	積 算 内 訳
市補助金 (A) (下記注の算出方法による)		
参加費収入 (参加者から徴収した経費)		
団体負担金 (団体の予算から支出した経費)		
寄附金その他の収入 (B) (当該事業に対する寄附金等)		
計		

2 支出の部

項 目	金 額(円)	積 算 内 訳
補助対象経費		
謝金		
交通費及び宿泊費		
需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)		
役務費(通信運搬費、手数料、保険料)		
委託料		
使用料及び賃借料		
小計 (C)		
対象外経費		
計 (D)		

(注)

1 補助金(A)の算出方法

補助金の額は、補助対象経費(C)から寄附金その他の収入(B)を控除した額に2分の1を乗じて得た額とし、限度額は別表のとおりとする。算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿書類(収支整理簿、領収書等)の写しを添付してください。

第 1 号様式（第 6 条関係）

（平 1 8 教委告示 7 ・全改、平 1 9 教委告示 4 ・平 2 0 教委告示 1 0 ・平
2 3 教委告示 9 ・平 2 4 教委告示 1 2 ・平 2 9 教委告示 4 ・平 3 0 教委告
示 3 ・令 3 教委告示 1 2 ・一部改正）

第 2 号様式（第 8 条関係）

（平 1 8 教委告示 7 ・全改、平 1 9 教委告示 4 ・平 2 3 教委告示 9 ・平 2
4 教委告示 1 2 ・平 2 9 教委告示 4 ・平 3 0 教委告示 3 ・令 3 教委告示 1
2 ・一部改正）